

不妊治療申請手続きフローチャート

YES 
NO 

県への申請はお済みですか？

1. まずは埼玉県に申請ください

所得や年齢制限、助成回数制限等があります
詳しくは ホームページでご確認ください

不妊治療費助成 埼玉県 **検索**

申請場所は朝霞保健所になります
TEL 048-461-0468

富士見市でも
不妊治療に
10万円まで
助成します

(1,000円未満は切り捨て)

チェックリスト

(すべての項目に当てはまる方が助成対象です)

2. チェックリストで確認

- 都道府県の不妊治療費助成事業による助成金の交付を受けている(指定都市、中核市の助成も含む)
- 都道府県の助成を受けてもまだ自己負担額がある
- 富士見市に夫婦の双方または一方の住民票がある
- 都道府県等の助成交付決定日から60日以内である
(ただし県の助成決定を知った日から1年未満であること)

不妊治療申請対象外です

ご不明な点は子ども未来応援センター
までお問い合わせください

TEL 049-252-3773

3. 申請書・請求書を記入

交付申請書・交付請求書・不妊治療実績報告書
ホームページ内よりダウンロードをしてご利用ください
※記入例を参照のうえ間違いの無いようご記入ください

4. 必要なものを揃えて 子ども未来応援センターに提出

- 上記書類以外に下記の書類もご用意ください
- 都道府県等不妊治療費助成事業不妊治療実施証明書の写し
 - 都道府県等不妊治療費助成事業助成金支給決定通知書の写し
 - 不妊治療に要した費用の領収書(原本)
 - 法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明できる書類
※富士見市に住所登録がある方は省略できます
- 夫婦が別世帯の場合で市外在住の方のみ必要です
その場合婚姻関係を証明することができないので、
住民票と合わせて戸籍謄本が必要になります
- 本人を確認できる書類(免許証、保険証等)
 - 申請者名義の振込口座が確認できるもの
 - 印鑑

申請期限があります

都道府県の助成交付決定日から

60日以内

お早めにご申請ください

5. 入金をご確認ください

申請から概ね1か月後に支給決定通知書を郵送で交付
交付後概ね2週間後に決定金額を指定口座に振込

